

新しいパスポート取得後の手続き | 在瀋陽日本国総領事館在大連領事事務所

新しいパスポートを受け取った方は、パスポート番号の変更に伴い、以下の手続きを至急行ってください。

1 公安局出入境管理局の手続き（外国人居留許可証）

「外国人居留許可証」の変更手続きが必要です。新・旧パスポートと当事務所発行の領收書を提出してください。（その他の必要書類は、居住地の公安局出入境管理局に確認してください。）

大連市公安局出入境管理局について

https://www.dalian.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00057.html

パスポートの発行日（又は受領日）から10日以内に変更手続きを行わないと罰金を請求されることがありますので、ご注意ください。

中国国内に居住する外国人が居留許可証の更新手続きをする場合、有効期限が満了する30日前までに申請しなければなりません。また更新手続きの所要日数は最長15業務日とされていますので、ご注意ください。

2 その他の手続き

中国国内の生活において、旧パスポート番号で登録されているものは、新パスポート番号に登録を変更する手続きが必要です。

変更手続き例：臨時宿泊登記（ホテル、アパートメント、派出所）、金融関係（銀行、証券会社）、不動産関係、外国人就業証、專家証、中国査証、中国運転免許証等

新・旧パスポート2冊を持参するだけで変更手続きができるのか、或いは、別途当事務所が発行する「同一人物証明」が必要になるのかについては、各関係機関に確認してください。

※「同一人物証明」とは、以前に発行されたパスポートと現在有効のパスポートの所持者が同一人物であることの証明です（中国語：当事務所発行）。

同一人物証明 | 証明手続きのご案内

https://www.dalian.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/syomei.html